

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	MHAM株式インデックスファンド225
愛称	
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型
4. 商品属性	
当初設定日	1985年10月25日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	MHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 (MHAM株式インデックス225マザーファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。)
運用方針	主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日経平均株価採用銘柄のうち200～225銘柄に対して、原則として等株数投資を行います。こうした現物株式への等株数投資を基本に、株価指数先物取引等を一部利用することで、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率を高位に維持し、日経平均株価との連動性の確保に努めます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ● 外貨建資産への投資は行いません。 ● デリバティブ取引を利用することができます。 ● 非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
ベンチマーク	日経平均株価(日経225)
決算日	毎年10月24日(ただし、休業日の場合は、翌日以降の最初の営業日)
収益分配	年1回の決算日(原則として10月24日)に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 収益分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、信託契約の一部解約により受益権の残存口数が20億口を下回る事となることなどには、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.605%(税抜年0.55%) (内訳：委託会社0.3025%(税抜0.275%)、販売会社0.1925%(税抜0.175%)、受託会社0.11%(税抜0.100%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息、借入金の利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内 容
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得および解約の申込みが中止されたり、すでに受付けた申込の受付が取消される場合があります。また、確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、毎年約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。
株価変動リスク	株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式の実質組入比率（現物株式+株価指数先物取引）を高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。
流動性リスク	流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。
信用リスク	信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する短期金融商品等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。
金利変動リスク	金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。
その他の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。 ● 当ファンドは、ベンチマークである日経平均株価（日経225）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、組入銘柄の配当による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間における日経平均株価の騰落率との間に、乖離が生じる場合があります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	$\text{解約価額} = \text{基準価額} \times \text{保有口数}$ <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	アセットマネジメントOne株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	みずほ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。